

小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準

平成14年 1月15日 制定

改正 平成14年10月 1日 平成15年10月 1日 平成16年10月 1日

平成19年10月 1日 平成21年 4月 1日 平成21年10月 1日

(趣旨)

第1条 この基準は、小平市立学校通学区域に関する規則（昭和40年教委規則第4号）第5条の規定に基づき、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第8条の規定による指定学校の変更の許可及び第9条の規定による区域外就学の承諾をする場合の審査基準を定めるものとする。

(指定学校の変更の許可の審査基準)

第2条 指定学校の変更の許可の審査基準は、次のとおりとする。

区分	事由		変更を許可する期間	審査に必要な書類
市内における転居	小学校1年生から4年生まで	隣接する通学区域へ転居し、転居後も引き続き従前の学校への通学を希望するとき。	卒業まで	
		上記以外の転居で、転居後も引き続き従前の学校への通学を希望するとき。	学年末まで	
	小学校5年生若しくは6年生又は中学生	市内の他の通学区域へ転居し、転居後も引き続き従前の学校への通学を希望するとき。	卒業まで	
市内における転居の予定がある場合	おおむね1年以内に市内において転居することが確実な場合で、あらかじめ転居先の住所の属する通学区域内所在の学校への通学を希望するとき。		転居するまで	転居先の住所並びに新たな住宅の引渡日（入居日）及び契約者の氏名が確認できる書類の写し
身体的理由	身体的理由により指定学校への通学が困難な場合で、通学、通院等に利便性のある学校への通学を希望するとき。		卒業まで	医師の診断書

下校後の生活場所	保護者が共働き又はひとり親家庭のため、児童がその祖父母その他の親類宅に下校することが恒常的になっている場合で、当該親類宅の属する通学区域内所在の小学校への通学を希望するとき。	卒業まで	保護者の勤務証明書及び祖父母その他の親類の預かり証明書
	保護者が自営業者等であるため、児童がその保護者が営業する店舗等に下校することが恒常的になっている場合で、当該店舗等の属する通学区域内所在の小学校への通学を希望するとき。	卒業まで	下校先で営業していることを証する書類
兄弟姉妹関係	既に指定学校の変更の許可を受けて通学している兄弟姉妹と同じ学校への通学を希望するとき。	卒業まで	
地理的理由	指定学校（小学校に限る。）までの通学距離が、変更を希望する小学校までの通学距離に比べ3倍以上あるとき。	卒業まで	
小学校において指定学校の変更の許可を受けている場合	小学校において既に指定学校の変更の許可を受けている場合で、中学校入学時に、当該許可に係る小学校の卒業生が就学すべき中学校への通学を希望するとき。	卒業まで	
調整区域	別表に定める調整区域に居住している場合で、同表調整区域の欄各項に定める区域に応じ同表選択可能学校の欄各項に定める学校への通学を希望するとき。	卒業まで	
教育的配慮	いじめ、不登校等により指定学校以外の学校への通学を希望する場合で、小平市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が相当の理由があると認めるとき。	卒業まで	
備考 市内における転居の予定がある場合、身体的理由、下校後の生活場所又は教育的配慮の区分に該当する就学予定者又は児童生徒の保護者は、政令第8条の申立をする場合は、当該区分に係る審査に必要な書類の欄に掲げる書類及び当該申立の理由を客観的に証明する書類で教育長が必要と認めるものを教育長に提出しなければならない。			

(区域外就学の承諾の審査基準)

第3条 区域外就学の承諾の審査基準は、次のとおりとする。

区分	事由		承諾する期間	審査に必要な書類
市外への転出	小学校1年生から4年生まで	市外へ転出した後も引き続き従前の学校への通学を希望するとき。	学年末まで	
	小学校5年生又は6年生	市外へ転出した後も引き続き従前の学校への通学を希望するとき。	卒業まで	
	中学生	市外へ転出した後も引き続き従前の学校への通学を希望するとき。	卒業まで	市内に転入した日から1年以内に市外へ転出する場合は、市内に居住していたことを証する書類
市内に転入する予定がある場合	おおむね1年以内に市内に転入することが確実な場合で、あらかじめ転入先の住所の属する通学区域内所在の学校への通学を希望するとき。		転入するまで	転入先の住所並びに新たな住宅の引渡日(入居日)及び契約者の氏名が確認できる書類の写し
身体的理由	身体的理由により居住地の学校への通学が困難な場合で、通学、通院等に利便性のある学校への通学を希望するとき。		卒業まで	医師の診断書
下校後の生活場所	保護者が共働き又はひとり親家庭のため、児童がその祖父母その他の親類宅に下校することが恒常的になっている場合で、当該親類宅の属する通学区域内所在の小学校への通学を希望するとき。		卒業まで	保護者の勤務証明書及び祖父母その他の親類の預かり証明書
	保護者が自営業者等であるため、児童がその保護者が営業する店舗等に下校することが恒常的になっている場合で、当該店舗等の属する通学区域内所在の小学校への通学を希望するとき。		卒業まで	下校先で営業していることを証する書類
教育的配慮	いじめ、不登校等の理由により居住地の学校以外の学校への通学を希望する場合で、教育長が相当の理由があると認めるとき。		卒業まで	
備考 市内に転入する予定がある場合、身体的理由、下校後の生活場所又は教育的配慮の区分に該当する就学予定者又は児童生徒の保護者は、政令第9条第1項の承諾を求める場合は、当該区分に係る審査に必要な書類の欄に掲げる書類及び当該承諾を求める理由を客観的に証明する書類で教育長が必要と認めるものを教育長に提出しなければならない。				

(施行期日) この基準は、平成21年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

小平市立小・中学校通学区域に関する調整区域

	調整区域	指定学校	選択可能学校
小学校	御幸町の一部（131番地、回田本通り以北及び小金井カントリークラブを除く。）	小平第三小学校	小平第八小学校 鈴木小学校
	回田町の一部（新小金井街道以東かつ回田本通り以南）	小平第三小学校	鈴木小学校
	花小金井1丁目の一部（花小金井駅前通り（市道第D-82号線）以東）、花小金井南町2丁目の一部（せいぶ通り以東）	小平第五小学校	花小金井小学校
	小川西町3丁目8番の一部（富士見通り以東）、小川西町3丁目9番	小平第六小学校	小平第十三小学校
	大沼町1丁目の一部（西武新宿線以南）、天神町2丁目の一部（12番地から389番地まで）	小平第七小学校	小平第二小学校
	大沼町1丁目の一部（新小金井街道以東）、大沼町2丁目の一部（新小金井街道以東）	小平第七小学校	小平第十一小学校
	美園町1丁目	小平第七小学校	小平第十四小学校
	花小金井南町1丁目の一部（1番から11番まで）	小平第八小学校	花小金井小学校
	鈴木町1丁目的一部分（359番地から385番地、437番地から448番地） 御幸町の一部（32番地、63番地、131番地） 回田町の一部（326番地、327番地、331番地の4、394番地から401番地）	小平第八小学校	鈴木小学校
	喜平町3丁目的一部分（1番及び2番）	小平第九小学校	鈴木小学校
	花小金井2丁目	小平第十一小学校	小平第五小学校
	小川西町3丁目8番的一部分（富士見通り以西）	小平第十三小学校	小平第六小学校
仲町的一部分（522番地から684番地まで）、小川町2丁目的一部分（1332番地から1367番地まで）	小平第十四小学校	学園東小学校	

	学園東町2丁目の一部（2番、3番、7番、8番及び11番から14番まで）、学園東町の一部（あかしあ通り以西かつ一中通り以東）、仲町の一部（青梅街道以南であかしあ通り以西かつ一中通り以東）	学園東小学校	小平第二小学校
中学校	回田町の一部（回田本通り以南）	小平第三中学校	上水中学校
	小平第三中学校通学区域内で天神通り以東かつ東たかの道以北の区域、回田町の一部（326番地、327番地、331番地の4及び394番地から401番地まで）、鈴木町1丁目の一部（鈴木街道以北と450番地から514番地までを除く。）、鈴木町2丁目	小平第三中学校	花小金井南中学校
	花小金井2丁目、花小金井3丁目	小平第六中学校	花小金井南中学校